

第 8 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 7 年 8 月 1 9 日(火) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第 2 9 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 3 0 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第 3 1 号

石川農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について

(4) 議案第 3 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見決定について

(5) 議案第 3 3 号

荒廃農地に係る非農地判断について

(6) 議案第 3 4 号

地域農業経営基盤強化促進計画変更 (案) に対する意見決定について

出席委員

農業委員 8名

1番	黒崎	佳奈	2番	鈴木	義延	3番	永沼	善恵
4番	岩谷	金良	5番	野内	誠	6番	大串	政一
8番	泉	利夫	9番	根本	常和			

農地利用最適化推進委員 10名

11番	近藤	強	12番	佐川	正治	13番	添田	文彦
14番	小針	淳一	15番	渡邊	健一	16番	伊藤	良平次
17番	小豆畑	元	18番	添田	健	19番	円谷	和司
22番	福田	正三						

5 欠席委員

農業委員 1名

7番 近内 貞夫

農地利用最適化推進委員 2名

20番 近内 壽夫 21番 矢内 常男

6 出席した事務局職員

事務局長 荒木 成輔

農地管理係長 岸浪 正徳

書記 矢内 翔太

議長 本日の農業委員の出席は8名です。
定足数に達しておりますので、只今より第8回石川町農業委員会総会を開きます。
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議ないものと認め、4番 岩谷金良委員、5番 野内誠委員を指名いたします。

(1) 議案第29号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 議事に入ります。
議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から番号4につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました野内誠委員に報告を求めます。

野内誠委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

8月7日午後3時より譲受人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員佐川正治氏と私の3人で調査しました。

場所は、国道〇〇〇〇号線を〇〇〇〇方面に向かい、役場から約5km地点を〇〇〇〇方面へ右折、橋の先100mの交差点を左折し、200m先の〇〇〇〇手前を左折、100m先左側です。

申請地は、字〇〇〇〇番 田 1, 431㎡と字〇〇〇〇番 田 1, 563㎡の2筆で、合計2,994㎡です。

譲渡人〇〇〇〇氏は後継者がなく、従前より譲受人の〇〇〇〇氏に耕作を委託していましたが、高齢になり将来のことを考慮して譲渡の話になりました。

譲受人の〇〇〇〇氏は、当該地の近くに住み周辺にも多くの耕作地があ

り、営農を継続していけるとのことです。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1について、何かご質問等
ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第29号農地法第3条第1項番号1について、
承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました野内誠委員に報
告を求めます。

野内誠委員 農地法第3条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

8月7日午前9時より譲受人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員佐川正
治氏と私の3人で調査しました。

場所は、県道〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇から7.2k
mの〇〇〇〇先の交差点を左折し、更に約1.5km先を〇〇〇〇方面に
左折、その約1km先右側です。

申請地は、字〇〇〇〇番 田 2, 457㎡と字〇〇〇〇41 田 2,
418㎡、字〇〇〇〇番 田 363㎡の3筆で、合計5,238㎡で
す。

譲渡人〇〇〇〇氏は後継者がなく、従前より譲受人の〇〇〇〇氏に耕作を
委託していましたが、高齢になり将来のことを考慮して譲渡の話になりま
した。

譲受人の〇〇〇〇氏は、地区の中核農家で規模拡大を目指している専業農
家です。当該地は従前より耕作しており、周辺にも多くの耕作地がありま
す。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほ
どよろしくお願ひいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2について、何かご質問等

ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第29号農地法第3条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

議長 続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました野内誠委員に報告を求めます。

野内誠委員 農地法第3条第1項番号3を調査した結果を報告いたします。

8月7日午後3時20分より譲受人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員佐川正治氏と私の3人で調査しました。

場所は、国道〇〇〇〇号線を〇〇〇〇方面に向かい、役場から約5km地点を山沢橋方面へ右折し、さらに50m先交差点を右折し400mほど進んだ先に位置します。

申請地は、字〇〇〇〇番 田 594㎡ 外20筆で 合計 14,947㎡です。

譲渡人〇〇〇〇氏は後継者がなく、従前より譲受人の〇〇〇〇氏に耕作を委託していましたが、高齢になり将来のことを考慮して譲渡の話になりました。

譲受人の〇〇〇〇氏は、地区の中核農家として借入地を含め5haの水田を耕作しています。また、長男も後継者として一緒に農業を行っていきます。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 審議に入る前に、3番永沼委員は譲受人ですので、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限により、退席を求めます。

《永沼委員退席》

只今報告のありました農地法第3条第1項番号3について、何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第29号農地法第3条第1項番号3について、承認するものと決定いたします。

永沼委員の入室を認めます。

《永沼委員入室》

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号4を調査されました大串政一委員に報告を求めます。

大串政一委員 農地法第3条第1項番号4を調査した結果を報告いたします。

8月12日午前10時より譲受人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員福田正三氏、渡邊健一氏と私の4人で調査しました。

譲渡人の〇〇〇〇氏は所要のため欠席しています。

申請地は石川町より〇〇〇〇方面へ向かい、県道〇〇〇〇線の〇〇〇〇を左折し〇〇〇〇方面へ約1.5km直進し〇〇〇〇地内を左折し、〇〇〇〇へ向かう県道T字路左側に位置する、字〇〇〇〇番 田 814㎡です。現在申請地は耕作されております。

申請理由は、譲渡人は現在〇〇〇〇市に住んでおり、耕作ができないため、当該地を貸して耕作していましたが、借り手の人も高齢により耕作できなくなりました。そんな時、当該地に隣接した所で耕作している譲受人が引き続き耕作できるとのことで今回、譲渡することになりました。

譲受人は現在規模拡大を図っているところであり、後継者もいることから耕作していくことに何の問題もありません。

また、地域農業活動の取り決めを守り積極的に参加、協力をしていくとのことであります。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号4について、何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第29号農地法第3条第1項番号4について、承認するものと決定いたします。

(2) 議案第30号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議長 次に、議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、番号1は第2種農地、番号2は第3種農地であります。

議長 農地法第5条第1項番号1を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 農地法第5条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

調査日は、令和7年8月12日 9時15分より行いました。

代理人〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の6人で、字〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番の4筆、地目 田、総面積2,862㎡を調査しました。

場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇方面に2kmほど進んだ道路右手に位置します。

所有権移転の目的は、土砂・砕石等の資材置場です。

譲受人は、既に申請地に隣接する場所を大型の建設資材や重機類の置場としていますが、土砂や砕石置場のスペースが不足していることから候補地を探しましたが、農地以外で地権者の同意が得られず、やむなく農地ではありますが地権者の同意も得られた申請地を選定しました。

土砂・砕石置場として造成を行い、雨水は周囲に側溝を設置し北須川に流します。

周辺に耕作農地は無く日照等の支障はありません。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので、ご審議の程宜しくお

願います。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1について、何かご意見等
ございましたか。

(「意見なし」の声あり)

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございましたか。

≪「異議なし」の声あり≫

議 長 異議のないものと認め、議案第30号農地法第5条第1項番号1について、
承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました泉利夫委員に報
告を求めます。

泉利夫委員 農地法第5条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

調査日は、令和7年8月12日 9時より行いました。

代理〇〇〇〇浅野光太氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進
員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の6人で、字〇〇〇〇番、地目 畑、
140㎡を調査しました。

場所は、長泉寺の寺院に隣接した住宅地に位置します。

申請人は、生活スペースに家族5人で生活していますが、生活するには手
狭となり建物も古く住みづらくなり、自己住宅の建築が必要になりました。
申請人は、将来お寺の住職として運営をしていかなければならず、お
寺に近い場所に住む必要があることから〇〇〇〇所有の、利用していない
土地を貸して頂けることから農地ではありますが、やむを得ず選定する事
となりました。

周辺に農地はなく日照等の影響はありません。

取水は、井戸水より給水し汚水は合併浄化槽により処理し既設側溝へ排出
し、雨水は既設側溝へ排出します。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様の審議をよろしく
お願い致します。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2について、何かご意見等
ございましたか。

(「意見なし」の声あり)

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。
《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第30号農地法第5条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

(4) 議案第31号

石川農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

議 長 議事に入ります。
議案第31号 石川農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました番号1の編入であります。中山間地域等直接支払交付金事業の対象農地に位置付けるため編入であります。番号2の除外であります。駐車場敷地による除外であり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各要件をすべて満たしております。番号3の除外であります。非農地判断した農地の農用地区域からの除外については、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」第16の1の(1)の④のイによる除外であります。

議 長 只今、事務局から説明のありました 石川農業振興地域整備計画変更番号1について何かご意見等ございませんか。
《「意見なし」の声》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。
《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第31号石川農業振興地域整備計画変更番号1に対する意見決定について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、石川農業振興地域整備計画変更番号2を調査されました大串政一委員に報告を求めます。

大串政一委員 農地法第5条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました石川農業振興地域整備計画変更番号2について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第31号石川農業振興地域整備計画変更番号2について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、先ほど事務局から説明のありました石川農業振興地域整備計画変更番号3について何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第31号石川農業振興地域整備計画変更番号3について、承認するものと決定いたします。

（3）議案第32号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議 長 次に、議案第32号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

こちらにつきましては、福島県農地中間管理機構が地権者から借り受けた農地を担い手へ貸し付ける際に、町が農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

農用地利用集積等促進計画（案）一覧表をご覧ください。

合計で説明させていただきます。畑が8筆で、33,980㎡です。貸し手が4人、借り手が1人となります。設定する権利につきましては、賃借権で、令和7年9月30日から令和17年12月31日までとなります。

只今、説明しました計画(案)につきましては、効率的利用要件、農作業常時従事要件など農地中間管理事業の推進に関する

法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上です。

議 長 只今説明のあった農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

議 長 異議のないものと認め、議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定については承認するものと決定いたします。

(4) 議案第33号

荒廃農地に係る非農地判断について

議 長 次に、議案第33号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

昨年度の農地利用状況調査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議 長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議すること

にご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご質問等がある場合は 議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

議案第 3 3 号 荒廃農地に係る非農地判断について、番号 1 から番号 1 5 4 を一括して承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議がないものと認め、全て承認するものと決定いたします。

(4) 議案第 3 4 号

地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に対する意見決定について

議 長 次に、議案第 3 4 号 地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 9 条の 6 項の規定により、町が地域計画を策定、または変更する場合は、あらかじめ農業委員会等の関係機関の意見を聴かなければならないことから意見聴取を行うものであります。

なお、詳細については、農政課担当職員より説明させます。

議 長 それでは、農政課江尻主幹より説明をお願いします。

江尻主幹 （朗読説明）

議 長 只今、報告のありました 地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）について、何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

議 長 異議のないものと認め、議案第 3 4 号 地域農業経営基盤強化促進計画変更

(案) について 承認するものと決定いたします。

議長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

午後2時30分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和7年 月 日

石川町農業委員会 会長

議事録署名人

4番

5番
